

城南衛生管理組合ごみ処理手数料の改定について

城南衛生管理組合管内の事業所及び家庭から同組合処理施設に直接持ち込まれる一般廃棄物（併せ産廃を含む）の処理手数料が改定されますので、概要についてご報告いたします。

1 改定時期

令和8年4月1日から

2 改定内容

〈改定前〉

種別	手数料
1類 土砂類	100kg までごとに 1,200円
2類（1類以外の 一般廃棄物）	100kg までごとに 1,500円
3類 処理困難物	100kg までごとに 2,250円
併せ産廃	100kg までごとに 1,500円

〈改定後〉

種別	手数料
1類 剪定枝	10kg までごとに 150円
2類 （1類以外の一般 廃棄物及び家庭系 の土砂等）	10kg までごとに 300円
3類 処理困難物	廃止
併せ産廃	10kg までごとに 300円

【改定の概要】

- ①手数料を100kg までごとから10kg までごとに変更
- ②土砂類は2類に統合し、単価を300円に改定
- ③3類処理困難物は搬入実績がないため廃止
- ④剪定枝は、資源化促進の観点から単価を150円に設定（現行同水準）
- ⑤併せ産廃は、2類の廃棄物と同単価に設定